

桜井市立保育所・幼稚園の再編に向けて

基 本 計 画

(改訂案)

令和 7 年〇月

桜 井 市

桜井市教育委員会

目 次

1. はじめに.....	1
(1) 背景と目的.....	1
(2) 基本計画の位置づけ.....	2
2. 保育所 ・ 幼稚園の現状と将来見通し.....	4
(1) 市内保育所 ・ 幼稚園等の現状.....	4
(2) 就学前の子どもの数の将来見通し.....	5
(3) 市立保育所 ・ 幼稚園施設の現状.....	6
3. 桜井市の市立施設整備計画.....	7
(1) 計画策定の基本的な考え方.....	7
(2) 施設整備の方向性.....	8
(3) 認定こども園の配置 ・ 整備.....	9
(4) 整備に伴う関連事項.....	12
(5) 計画の具体化に向けて.....	14

1. はじめに

(1) 背景と目的

急速な少子化が進むなか、核家族化や地域のつながりの希薄化により子育てに不安や孤立感を覚える家庭が増えている傾向にあり、また、共働き家庭の増加や就労環境の多様化などによる子どもと子育て家庭を取り巻く環境の変化が著しくなっており、保育所や幼稚園が果たす役割はさらに重要となっています。桜井市では、これらの変化に対応すべく、保育所・幼稚園に通うそれぞれの子どもにあった教育・保育が受けられるように取組を進めてきました。

本市の市立の保育所・幼稚園では、大きく2つの課題を抱えています。ひとつは、少子化です。市立保育所・幼稚園に通う子どもは減少傾向にあり、施設によっては適正なクラス人数を確保することが難しく、この状況は今後も加速すると考えられます。もうひとつは、施設の老朽化です。市立保育所・幼稚園の多くは老朽化が進み、施設の修繕費が膨らんでおり、安全性の確保に向けた検討が必要となっています。

このような状況を踏まえ、本市では、平成31年3月に「桜井市立保育所・幼稚園のあり方に関する基本方針」を策定し、将来の就学前教育・保育を進める上での基本的な視点、運営形態や規模等、就学前教育・保育の取組方針を明らかにしました。

基本方針の具体化を図るため、令和2年度には市長からの諮問に基づき、学識者や地域・保護者の代表で構成される「桜井市立保育所・幼稚園のあり方検討委員会」において審議を重ね、「桜井市における就学前施設の今後の具体的な方策」についての答申を得ました。

本基本計画は、この答申を十分に踏まえつつ、当該基本方針に基づき、より良い就学前教育・保育環境の下で、本市の未来を担う子どもたちへの充実した教育・保育の実現に資することができるよう、その中核を担う認定こども園の整備に向けた具体的な方策として、施設数や設置場所、スケジュール等をまとめ、取組を推進していくことを目的とし、令和3年12月に策定しています。

なお、著しく進む少子化など、社会情勢変化に対応すべく内容を再検討し、令和6年〇月に一部改訂を行います。

(2) 基本計画の位置づけ

本基本計画は、望ましい就学前教育・保育環境を整備し、教育・保育の質のさらなる充実を図るために定めるものであり、その基本的な考えをまとめた「桜井市立保育所・幼稚園のあり方に関する基本方針」に基づき策定するものです。策定にあたっては、市総合計画等の方針に則り、また、他の関連する計画とも整合を図ることに留意しています。

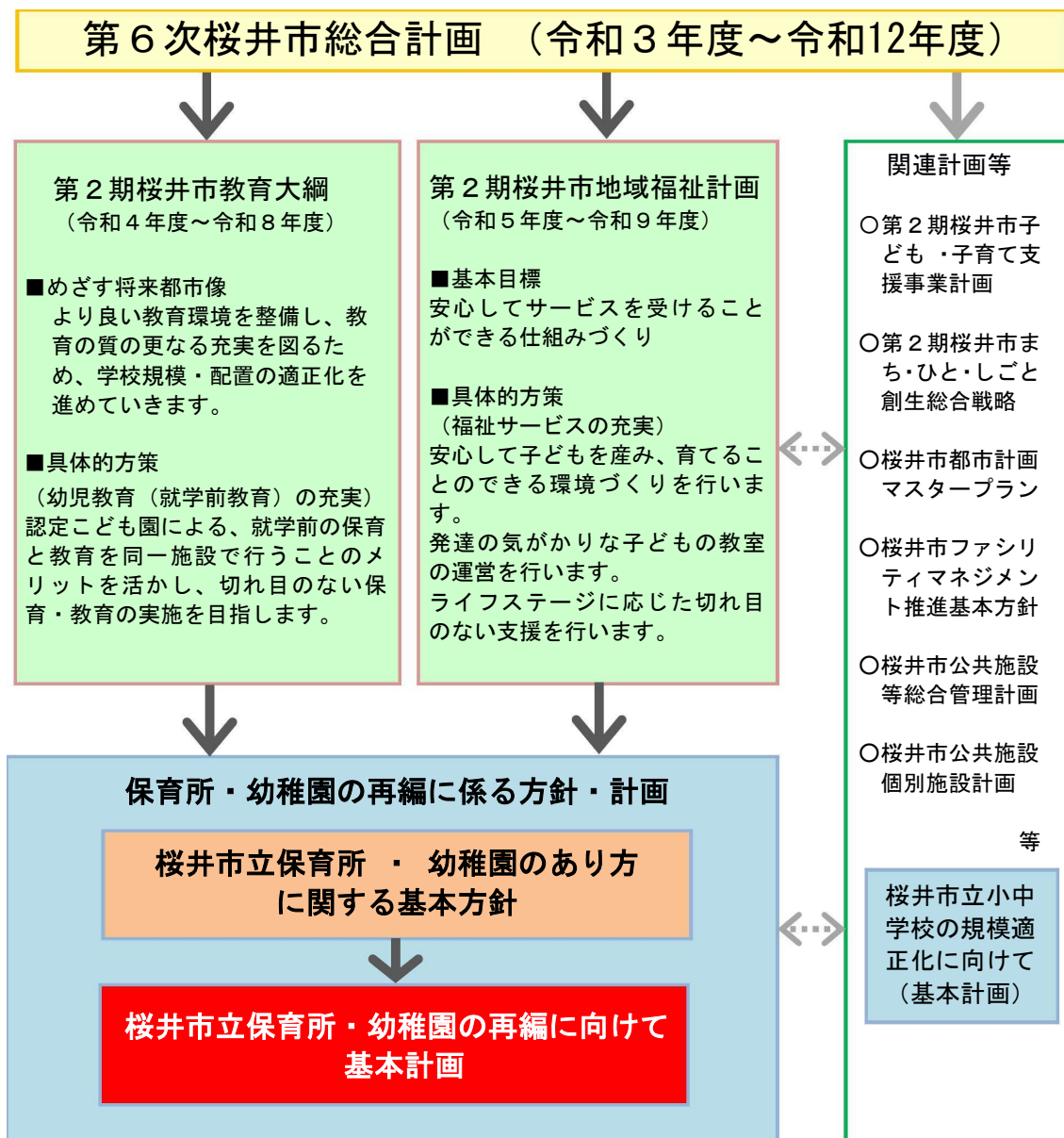


図 本基本計画の位置づけ

「桜井市立保育所・幼稚園のあり方に関する基本方針」（平成 31 年 3 月）の概要

(1) 就学前教育・保育を進める上での基本的な視点

- ① 子どもにとってより良い教育・保育環境を提供し、その環境を活かした教育・保育活動や集団活動の実現を最優先に就学前施設の整備を進める。
- ② 保護者の就労状況など多様なニーズに対応した柔軟な教育・保育サービスの提供や地域子育て支援を行う。
- ③ 保育所・幼稚園と小学校、家庭や地域が連携・交流を強め、小学校との連続性を意識した就学前教育のさらなる質の向上を図る。
- ④ 市立施設と私立施設とがそれぞれの特徴を活かして相互に連携を行う。

(2) 就学前教育・保育の取組の方向

- ① 従来の保育所、幼稚園単独施設から認定こども園への転換を目指す。
- ② クラスの子どもの数は、0歳児 9～12 人、1歳児 10～15 人、2歳児 12～18 人、3歳児 15～20 人、4・5歳児 20～25 人を基本とし、施設の規模には若干の余裕を持たせる。
- ③ クラス数は、歳児別に複数クラスを確保することを基本とする。
- ④ 適正なクラス規模・数を満たすことを基本に、子どもと保護者の居住状況、通園時間や地域特性等を勘案し、適正な施設数と配置を検討する。
- ⑤ 2040 年度に 2～3 施設を目指す。
- ⑥ 認定こども園による、就学前の教育と保育を同一施設で行うことのメリットを活かし、切れ目のない教育・保育を実施する。

(3) 推進上の留意点について

- ① 施設遠隔化による通園不便などサービス水準が著しく低下しないよう、駐車場整備や通園バス運行等の検討を行う。
- ② 新たな施設構成に対応し、一元化を目指した行政の組織改革の検討と、保育教諭（保育士・教員）の十分な数の確保と適正配置、資質向上に努める。

2. 保育所・幼稚園の現状と将来見通し

(1) 市内保育所・幼稚園等の現状

令和6年5月1日現在において本市には、保育所が6施設（市立4、私立2）、幼稚園が7施設（市立5、私立2）、認定こども園が2施設（私立2）、地域型保育事業所が3施設（私立3）、合計18の就学前教育・保育施設があります。

表 市内就学前教育・保育施設の子どもの数の現状

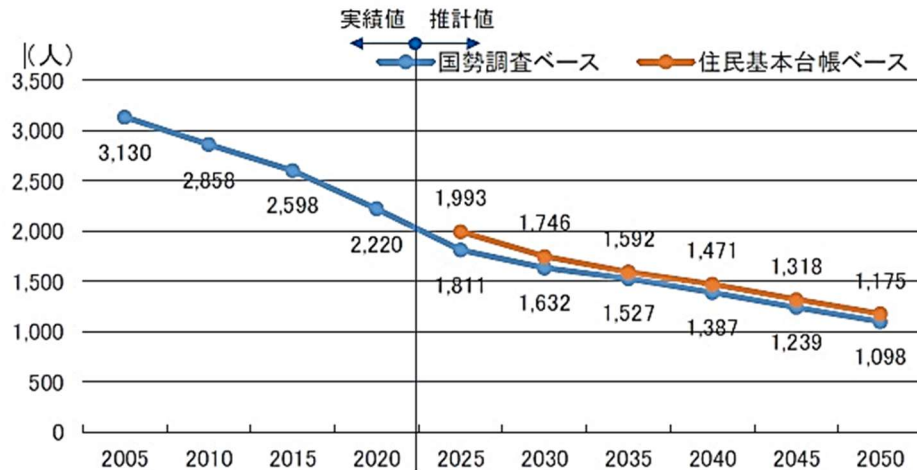
			0 歳児	1 歳児	2 歳児	3 歳児	4 歳児	5 歳児	合計
保育所	市立	桜井市立第 1 保育所	18	30	35	31	40	39	193
		桜井市立第 2 保育所	6	24	26	28	38	40	162
		桜井市立第 3 保育所	4	9	11	14	17	18	73
		桜井市立第 5 保育所	6	14	16	27	20	22	105
		小計	34	77	88	100	115	119	533
	私立	飛鳥学院保育所	36	47	53	66	61	70	333
		桜井学園	18	33	35	39	44	46	215
		小計	54	80	88	105	105	116	548
	保育所合計		88	157	176	205	220	235	1081
幼稚園	市立	桜井市立三輪幼稚園				15	20	17	52
		桜井市立桜井西幼稚園				4	9	13	26
		桜井市立桜井南幼稚園					13	22	35
		桜井市立安倍幼稚園				13	4	5	22
		桜井市立織田纏向幼稚園				9	11	12	32
		小計	0	0	0	41	57	69	167
	私立	育成幼稚園	0	0	0	6	8	7	21
		大三輪幼稚園	0	0	0	9	16	11	36
		小計	0	0	0	15	24	18	57
		幼稚園合計		0	0	0	56	81	87
認定こども園	私立	桜井認定こども園三輪学園	7	25	21	17	16	19	105
		さくら幼稚園	0	0	16	52	63	49	180
		小計	7	25	37	69	79	68	285
地域型保育事業	私立	ドリーム保育園	1	7	6				14
		ひなたぼっこ保育園	0	3	2				5
		ドリームハウス	0	3	2				5
		小計	1	13	10	0	0	0	24
市立合計			34	77	88	141	172	188	700
私立合計			62	118	135	189	208	202	914
合計			96	195	223	330	380	390	1614

※桜井市調べ

※R6.5.1現在、市外在住者を含む

(2) 就学前の子どもの数の将来見通し

全市の就学前の子どもの数は、2020年の2,220人から、20年後（2040年）には1,387人へと833人減少することが予測されます。これに伴い、市立施設がカバーすべき分担当量は、20年後（2040年）には約489人となると見込まれます。



【出典】総務省「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」
 【注記】2025年以降は「国立社会保障・人口問題研究所」（令和5年12月公表）に基づく推計値

図 未就学児人口の推移

市立施設分担当目標量の算出方法

【私立園の減少割合】

2040年の私立園の入園者数は、就学前児童ニーズ数の減少率と同程度減少すると仮定する。

2040年就学前児童数／2020年就学前児童数 = 1,387人／2,220人 = 62.5%

【私立園の入園者数】

2040年は私立園の入園者数確保を優先することとし、公立園は私立園で確保できない就学前児童が入園可能な定員を確保することとする。

2040年私立園入園者数 = 2020年私立園入園者数（1,082人）× 62.5% = 676人

【市内の入園者割合】

2020年の桜井市の入園者割合は83.1%であり、類似都市の平均値は83.8%であることから、2040年も同程度と仮定し、84%を確保することとする。

2040年市内入園者割合 = 1,387人 × 84% = 1,165人

【公立園の入園者数】

2040年は公立園の入園者数は、私立園で確保できない就学前児童がすべて入園可能になる定員とする。

2040年公立園入園者数 = 1,165人 - 676人 = 489人

(3) 市立保育所・幼稚園施設の現状

既存の市立9施設の延床面積は、最大は2,161㎡（第1保育所）、最小は694㎡（安倍幼稚園）と施設によって差が大きくなっています。建築年は昭和40年代、50年代のものが中心で、築40年を超える施設が7施設となっています。

表 市立就学前教育・保育施設の面積、建築年等

分類	施設名	定員	構造	延床面積	建築年
				敷地面積	経過年数
保育所	第1保育所	230人	R C造・2階建	2,161㎡ 2,645㎡	昭和50年 49年
	第2保育所	200人	R C造・2階建	1,641㎡ 4,408㎡	昭和59年 40年
	第3保育所	130人	R C造・2階建 一部S造・1階建	2,064㎡ 3,068㎡	昭和54年 45年
	第5保育所	130人	S造・2階建 S造・1階建	1,329㎡ 3,246㎡	昭和50年 49年
幼稚園	三輪幼稚園	95人	R C造・4階建 (2階部分のみ利用)	943㎡ 2,686㎡	平成17年 19年
	桜井西幼稚園	75人	S造・1階建	765㎡ 2,835㎡	昭和46年 53年
	桜井南幼稚園	190人	S造・1階建	748㎡ 4,744㎡	昭和47年 52年
	安倍幼稚園	70人	S造・1階建	694㎡ 2,350㎡	昭和48年 51年
	織田纏向幼稚園	95人	S造・1階建	763㎡ 5,364㎡	平成9年 27年

3. 桜井市の市立施設整備計画

(1) 計画策定の基本的な考え方

基本方針や市の施政方針を踏まえ、以下の考え方に基づき基本計画を策定します。

○施設の形態

保育所、幼稚園から認定こども園へ転換する。

○施設の規模

各施設において、歳児別に複数クラスを確保できる規模を基本とする。

○認定こども園の数

2040年度までに2～3施設の認定こども園の整備を目指す。

○施設用地

新たな施設用地の選定が必要な場合は、市有財産の跡地利用等を優先的に検討する。

○整備において重視する事項

整備にあたっては子どもにより良い保育・教育環境を最優先にするとともに、財政面の効果が高いものを目指す。

(2) 施設整備の方向性

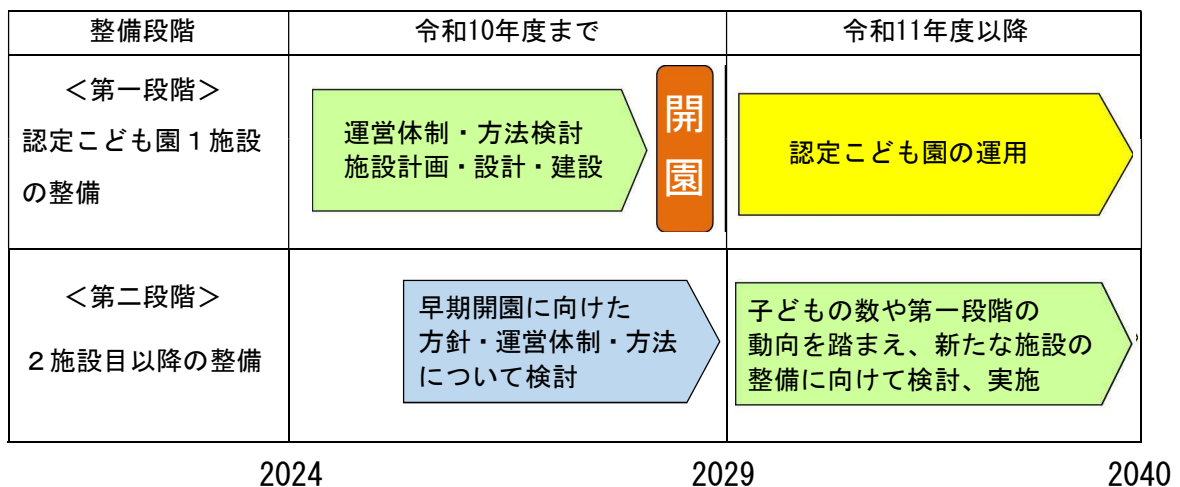
令和10年度までに1施設の開園を目指し、その結果や社会情勢を踏まえながら合計3施設の整備を目指す。

本基本計画の目標年度は、基本方針を踏まえて2040年度としています。

そのうち令和10年度までの5年間を第一段階と位置付け、認定こども園1施設の開園を目指します。

令和11年度以降を第二段階と位置付け、第一段階の1施設と並行して方向性の検討を進めながら、今後の社会経済情勢や関連する計画の策定・改訂に応じて適切な検討を行い、目標年度までに認定こども園3施設の開園を目指します。

また、3施設の整備を進めながら、就学前教育・保育ニーズの多様化への対応や地域の子育て機能の更なる向上が必要な際には、既存施設についても認定こども園等の社会情勢に応じた施設として活用できるよう検討します。



(3) 認定こども園の配置・整備

新たに整備する認定こども園の施設数、規模、配置は以下のとおりです。

① 施設数

就学前施設整備の第一段階として、認定こども園を1施設整備する。

保育所、幼稚園から認定こども園への転換を目指しますが、子どもをとりまく短期的な課題が大きい一方で、全ての施設を同時期に整備するのは施設運営体制や財政面からも困難が伴うことから、段階的な完成を目指すこととします。その第一段階として1施設目の認定こども園を整備し、これと既存施設との連携で就学前教育・保育環境を整えます。

また第二段階として、さらに2施設の整備を目指します。将来的にさらに子どもの数が減少すると予想されていますが、一方で、社会変化に応じて子育てニーズがさらに高まる可能性もあり、将来動向は不確実です。そのため、2施設目以降については、第一段階の1施設と並行して検討を進めながら、子どもの数の推移、社会情勢変化、新施設の利用状況、私立施設の動向、小中学校の統廃合状況等を踏まえて、その必要性や位置、規模、また既存園の利活用等を検討します。

② 施設の規模

第一段階の施設の規模は、定員160～200人程度の規模を想定する。

保育所と幼稚園を一体化し認定こども園とすることで、従来は複数施設へ通所・通園していた子どもを1つの施設で受け入れることになります。また、基本方針に示されているとおり、各学年を複数クラス化することなどにも対応できる規模を備えておく必要があります。

そのため、上記の条件を踏まえた上で、「2（2）就学前の子どもの数の将来見通し」より、2040年に市立施設がカバーすべき分担量である489人を見据えて割り振った結果、第一段階の施設は定員160～200人規模を想定します。

また、第二段階では、上記の条件を踏まえるとともに、今後の利用動向変化を柔軟に受け入れられる余裕を持たせながら規模を想定し、各候補地の実情に即して決定します。

③ 施設の配置

第一段階の施設の位置は、旧学校給食センター等敷地を候補地とする。

新たな認定こども園の敷地は、子どもに対する質の高い教育・保育が可能な規模を有するとともに、子どもと保護者の通園の利便性などを満たしていることが必要です。加えて、新たな民間用地の取得や過大な造成経費を要する土地の利用は、財政面から課題が大きいといえます。

そのため、利用が可能な公共用地の中から、上記の条件を考慮して旧学校給食センター跡地及び桜井南幼稚園敷地を選定し、立地用地の候補とします。

また、第二段階の２施設としては、上記の条件を考慮して県営住宅桜井団地余剰地並びに条件を満たす市内北部地域からの選定を検討します。

④ 既存施設の閉園

第一段階の施設開園に伴い、当該施設の近隣に立地する第２保育所、桜井南幼稚園、安倍幼稚園を閉園する。

新たな認定こども園へは市内全域からの通園が可能です。まずは周辺の既存保育所、幼稚園へ通園していた子どもを優先的に受け入れ、新たな認定こども園を開園します。

これに伴い、近隣に立地する既存施設のうち、第２保育所、桜井南幼稚園、安倍幼稚園を閉園することとします。

また、第二段階では、第１保育所、第５保育所、桜井西幼稚園、織田纏向幼稚園へ通園していた子どもを優先的に受け入れる認定こども園の開園を目指します。

これ以外の既存施設である、第３保育所、三輪幼稚園については当面、安全に配慮しながら運営を続け、子どもの数の動向や認定こども園の利用状況等を見ながら対応を検討します。

認定こども園候補地の位置

凡 例

- 公立保育所
- 私立保育所
- 公立幼稚園
- 私立幼稚園
- 認定こども園
- 地域型保育事業

※既存施設はR6年4月1日現在

県営住宅桜井団地余剰地

旧学校給食センター跡地

(4) 整備に伴う関連事項

効果的に施設整備を行うために、あわせて以下の事項を検討し、具体化します。

① 広域通園への対応

施設定員の増加と通学区域拡大に伴う自家用車での送迎に対応するため、十分な規模の送迎用スペース等を確保する。

既存の保育所、幼稚園を集約して認定こども園とすることで施設単位の園児の定員が増え、園児の送迎の車両数も増大することが想定されます。

そのため、これら車両に対応した十分な規模と安全性に配慮した駐車場や停車場等を整備します。

また、集約化によって通園児の居住圏域が拡大することが予想され、自家用車や自転車による自力での通園が困難な家庭が増える可能性があります。そのため、公共的な交通サービスでの通園手段の確保として、コミュニティバスとの連携や通園バスの運行等を検討します。

② 既存施設の安全確保

当面存続させる施設、並びに新施設整備に伴い閉園される既存施設について、安全確保のための整備を続ける。

本基本計画では、第一段階、第二段階と位置付け、それぞれの目標年度を目指して新たな施設を整備することとしています。整備が完了するまでの間も、日々の教育・保育活動において子どもの安全を確保していくことが最優先であることは言うまでもありません。

第一段階で集約対象とせず当面は存続させる既存施設については、第二段階での検討を見据えた施設の安全整備を続けます。

第一段階で整備される認定こども園に集約され閉園となる既存施設についても、閉園までの期間の安全性確保は重要であり、必要な整備を続けます。

③ 教育・保育の質の確保

新施設に対応した保育教諭（保育士・教員）の確保と資質向上、カリキュラムや園運営の方法等について、施設整備の早い段階から保育所と幼稚園が連携して検討を進める。

認定こども園の整備により、保育所と幼稚園というこれまで異なる役割と機能を持った施設が一体化されることになります。両施設のスムーズな一体化を図り教育・保育の質を維持するだけでなく、施設を一体化することでさらなる効果を発揮できるよう、教育・保育、施設運営の方法を整えていく必要があります。

そのため、新たな施設の構成に対応した保育教諭（保育士・教員）の十分な数の確保と適正配置、資質向上に努めるとともに、認定こども園のカリキュラムや行事、園運営の方法等について、施設整備の早い段階から保育所と幼稚園が連携して検討を進めていきます。

具体的な検討にあたり、関係機関と協議を図る機会を設け、市民ニーズを踏まえながら地域における就学前施設の先導的な役割を担うことができる運営体制を整えていきます。

④ 財政負担の軽減

市立施設の役割を踏まえつつ、市の財政負担の軽減を図るため、様々な運営方法等の可能性を探る。

本基本計画は、市立施設の整備について定めています。施設の運営には施設の整備と運営の両面で多額の経費が必要であり、市財政を健全に維持していくためには、教育・保育の質を十分に確保したうえで、効率的な整備・運営を図る必要があります。

そのため、市立施設の役割を踏まえながら、公私連携や民営化、民間委託等の民間活用について、その効果と課題等を十分に検討し、可能性を探っていきます。

公私連携について

本基本計画中の公私連携とは、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」第34条に規定する「公私連携幼保連携型認定こども園」の運営方法を指します。認定こども園の運営を継続的・安定的に行うことのできる法人（学校法人または社会福祉法人）を公私連携法人として市が指定し、協定を締結します。この協定に沿って、市から必要な設備の貸付けや譲渡を行うことで、公私連携法人の運営でありながら、開園までの引継ぎや開園後の教育・保育内容に関して市が関与することができます。また、国や県から建設費や運営に係る財政支援を受けることができます。

(5) 計画の具体化に向けて

本基本計画に基づき整備を進める上で、以下の点に留意して具体化を図ります。

① 安全とゆとりの確保

敷地範囲や建物の配置・形状の検討に際しては、子どもの安全性の確保を最優先するとともに、ゆとりのある教育・保育環境や魅力的な施設の実現等を視野に入れて設計を行う。

本基本計画を踏まえて認定こども園の施設設計を行う際には、敷地の範囲や建物の配置・形状等の検討において「安全」と「ゆとり」を重視していきます。

子どもの「安全」はすべての要素に最優先されるものであり、周辺環境との関わりも含めた自然災害や交通事故、また子どもが園で送る生活の各場面で想定される危険性を最大限に抑制することを重視します。

「ゆとり」ある空間づくりは、まちの宝である子どもを健やかにのびやかに育てるための施設にとっての重要な要素です。保育室や園庭の規模や機能は、設置基準の確保だけでなく可能な範囲で余裕を持たせたものとします。また、地域の子育ての中核施設として、シンボル性の発揮や周辺景観との調和に考慮した魅力的なデザインを行うこと等も検討していきます。

② 関係主体とともに推進

具体的な施設の検討に際しては、地域住民、園関係者等の関係主体の意見を十分に聴きながら、協議・調整を行い、理解と協力の下で整備を進める。

認定こども園施設の設計にあたっては、完成した施設での教育・保育を行う保育所、幼稚園の関係者、施設で生活しサービス提供を受ける子どもや子どもの保護者といった、直接施設利用に関わる主体の意見やニーズを設計の各段階において把握し、適切に反映させます。

また、施設が今後長期に渡って地域に存在することで、様々な関わりや影響が生じることが想定される地域の自治会等の意見も同様に聴き、活かしていきます。